※ 管理者注: 肩書き等は掲載当時のものです。原稿のため、掲載時とは多少、差異があります。

# NPO法人共同保存図書館・多摩の誕生と今後の展望

NPO 共同保存図書館・多摩 理事長・座間直壯

『出版ニュース』 2008 年 6 月上旬号 (通巻 2142 号)

東京多摩地区でNPO法人による共同保存図書館が産声をあげた。日本で初めてのことだろう。これまで本誌でも二回(2006、10/中、2007、11/中)ほど紹介させていただいたが、本年3月31日付けで東京都の認証を受け、4月7日に正式にNPO法人として設立された。ここまで来ることができたのは、組織を支えてきた関係者の努力はもちろんだが、図書館界や出版界、作家そして本に関る多くの方々、一般市民の方などたくさんの人々の支援によるものと感謝している。

そこで、これまでの二回の記事と重複する部分もあろうかと思うが「特定非営利活動法 人共同保存図書館・多摩」として正式に発足したことを機に、発足までの経過の概略と今 後の展望について紹介したい。

発端は都立図書館の「今後の都立図書館のあり方」(2002年1月公表)から始まった。その内容は、都立図書館資料の複本所蔵を段階的になくし、都立図書館3館で1冊のみの所蔵とし、今後書庫の増設は予定しないというものである。現有書庫スペース分の蔵書しか持たないという何とも理解に苦しむ計画である。1、280万人を超える人口を抱える首都東京の中央図書館として果たして機能するのだろうかおおいに疑問である。

多摩地区の図書館長で構成している「東京都市町村立図書館長協議会」(以下「館長協議会」) はその時点で東京都に対して要望書や意見などを提出し、計画の見直しを求めた。本来、都道府県立図書館の役割は、広域行政の視点から、また、図書館ネットワークの機能からみて、市区町村立図書館に対して協力援助を積極的に行なう関係である。図書館法の規定に基づいて作られた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13.7.18. 文部科学省告示第 132 号)にも明記されている。\*1

しかし、事態は深刻さを増すばかりで都立図書館の蔵書の廃棄はとまらなかった。そこで生まれたのが多摩地区における共同保存図書館の発想である。

#### 共同保存図書館構想

資料保存において都立図書館に対しての要望や期待にかわりはないが、自らの図書館における資料保存の実情を考えると、多摩地区全体で毎年 50 万冊前後の資料廃棄が行われている(「多摩地区図書館サービス研究会(館長協議会の下部組織)」の 2002.1.調査報告)。もちろん痛みの激しい本以外は、希望する市民や施設などヘリサイクルしているが、図書館としての資料活用ではない。やはり資料保存のスペースを確保し、収集した資料を保存・蓄積し、利用者の必要なときに必要な資料を提供することが図書館の存在意義であると考えなければならない。

そのためには資料を可能な限り保存としていくことが必要であり、基本的に「捨てない」ということである。しかし、各自治体にはそれだけのスペースはほとんどない。だとすれば多摩地区の図書館が共同で保存し、利用する方法を具体的に考えるしかなかった。利用頻度の低下した資料を限られたスペースの中でそれぞれの図書館が所蔵するのではなく、頻度の低下とともに所蔵冊数を減らし、多摩地区で最低2冊(1冊でも可)あれば何とか求める利用者に提供できると考え、資料の共同保存の発想が生まれた。

コンピュータによる蔵書検索が一般化され、開架資料だけでなく書庫(閉架)にある資料までもが一般的な貸出利用として利用されるようになった。カード目録による所蔵検索手段しかなかった時代とは大きく様変わりしてきている。しかも図書館を横断的に検索することが可能になったため、その本の所在は何処の図書館かということが瞬時にわかるシステムが出来ている。その様な背景を踏まえれば資料が何処にあるかよりも、在るかないかがわかれば求める資料は利用者の手元に届けることができる。

共同保存図書館の構想は、最低2冊の資料を多摩地区全体の蔵書として保存し、それを利用(提供)できる仕組みをつくることであり、具体的に実現させることを考えている。実現させるには多くの課題が山積しているが、誰かが声を出して呼びかけなれば何も動かないし解決の方向すら見えてこない。水面に石を投じて波紋を拡げるかのように、図書館資料は、今を後世に伝える大切な財産であり、宝であることを多くの人に知ってもらい、理解してもらい、協力してもらうことから始めようと考えている。

団体名の最後に「・多摩」としたのも内部で議論の結果「多摩」だけではなく、いろいろな地域でこのような市民レベルでの協働事業が生まれることの願いをこめて付けられた名称である。

#### 多摩の図書館事情

東京多摩地区の図書館は、今日の日本の図書館を考える上で重要な役割を担ってきたといえる。大きく変化したのは東京都の図書館政策であった。これは 1969 年に都がプロジェクトチームを組織し、「図書館政策の課題と対策」を公表し、都の中期計画に組み込まれ、政策として位置づけられたことである。日本の自治体がはじめて本格的に取り組んだ画期的な図書館政策といえる。この政策を指示したのは都の政策決定者である美濃部都知事自身であったという。この政策によって多摩地区の図書館は急激な発展をみせ全国の水準を大きく上回ったのである。ただ、この政策がすべてではなくそれ以前に先人たちの地道な図書館活動があったことも忘れてはいけない事ではあるが、その政策を各自治体の中でしっかりと受け止め、図書館の発展につなげたことが今日までの多摩地区の図書館を形成してきたといえる。

そこでの共通認識は、利用者に対する徹底した資料の提供である。当時の「求められる 資料は草の根を分けても探しだし提供する」という精神は今でも引き継がれている。資料 をできる限り永く保存し、そして求める利用者に提供するという、この発想の根底は現在 も脈々と息づいており、利用者への資料提供の信念とも言えるものがそこから見えてくる。

多摩地区の図書館は日頃から相互協力の中で互いに情報交換しあい、共通意識を持ちながら切磋琢磨し、良いことは積極的に自館の業務やサービスに取り入れながら「市民の図書館」として支え合いながら発展してきた。今日の図書館発展の影には先人たちの弛まぬ努力があり、図書館に対する熱い思いを持って活動を続けてきた。このような図書館活動

の背景の中から「共同保存図書館」の発想が生まれたともいえよう。

### 任意団体の発足

任意団体として発足する以前の組織が「多摩地域の図書館をむすび育てる会」(略称「多摩むすび」)という団体で、都立図書館の再編縮小問題をきっかけに集まった、多摩地区の図書館職員の集まりから発展したものである。そして幾つかの経過を辿って 2007 年 5 月に任意団体「NPO 共同保存図書館・多摩」をスタートさせた。このあたりの詳細は本誌2007.11/中を参照願いたい。

この時点で団体の代表である理事長を誰にするかが問題となっていた。多摩むすびの主要メンバーは現職の図書館職員であり、NPO 法人をめざす団体として誰か適当な人材を探していた。たまたま定年退職を迎え図書館から離れたわたしに白羽の矢が向けられた。わたし自身、現職時代に都立図書館再編縮小問題が起きていたそのさなかで、館長協議会の会長を務め、都に対して要望書を提出したり、多摩の図書館の代表という立場で意見を述べたこともあり、多摩むすびの活動や団体発足の動きには多少なりとも関心があったため理事長を引き受けることとなった。

理事には、石井紀子(実践女子学園生涯学習センター) 清田義昭(出版ニュース社代表取締役) 黒子恒夫(元保谷市立図書館長) 齊藤誠一(千葉経済大学短期大学部准教授) 田中ヒロ(元都立図書館司書) 津野海太郎(和光大学教授) 平山惠三(エル経済研究所) 吉田徹(元東大和市立図書館長)の各氏にお願いし、わたしを含めて9人の役員体制と多摩むすびからの事務局員を中心に発足した。

## 法人化への歩み(「NPO 法人共同保存図書館・多摩」設立)

4月7日の法人設立を迎えるまでの経過については、別表や本誌 2007.11/中に詳しく紹介しているので省略するが、この中で特に意識してきたこととしては、この団体の存在とその役割についていかに多くの人々に知ってもらうかであり、支援してもらうことであった。

この団体は、どういう目的で何をめざしているのか、そしてそのことが社会や自分たちの生活に、どの様なメリットがあるのかをきちんと説明しなければならないと考え、各界の著名人にこの団体の設立趣旨や目的などについて説明し、同時に呼びかけ人になっていただくことをお願いした。これらのことを背景に多くの方々に会への参加をアッピールしてきた。その結果 140 人を超える方々の会員登録があり、寄付や賛同をいただいた方々を含めると 200 人近くの方々の参加をいただいた。

昨年11月18日にはNPO法人化へ向けての設立総会を開催し、都への申請用の提出書類を整え提出することができ、本年3月31日に都から認証の連絡を受け、正式にNPO法人として設立することができた。

#### 2008年5月25日

記念すべき第一回通常総会が開催された日である。立川市女性総合センター・アイムを会場に多くの方々の参加により盛況裏に終えることができた。ここまでの道程は決して順調ではなかったが、多くの方々の支援や協力をいただき、この日を迎えることができたことは大変喜ばしいことと同時に、大きな責任を背負うことにもなるという実感が参加者一

人ひとりのことばから感じ取ることができた。そして、大変大きな期待を持って多くの方々が見守っていることも改めて痛感した。

記念講演会には、資料保存に造詣の深い元国立国会図書館副館長の安江明夫氏をお迎え し「公共図書館と協力保存ー継続して利用を保証するためにー」をテーマに、図書館にお ける資料保存の重要性やその意味するもの、そして、図書館に求められる資料提供のシス テムづくりなどについて興味深いお話を聞くことができた。

この日を起点に、わたしたちは新たな一歩を踏み出したことになるが、この一歩を確かなものにしていくために、今後の様々な事業への取組みを多摩地域の図書館とともに進めていきたいと考えている。

## 今後の展望

昨年度、館長協議会は東京都市長会(以下「都市長会」)からの調査費で、図書館の共同保存に関する調査をコンサルタント業者に依頼した。調査内容は、①除籍基準・ルールについて②除籍の現状について③除籍資料の処分について④書庫の現状について⑤資料の保存に向けた取り組みについて⑥データ管理について⑦共同利用図書館の設置について(各自治体の意向など)、の7項目に及ぶ調査である。図書館への調査と平行して私たちの会にも聞き取りが行なわれ、かなり突っ込んだ意見交換ができたと思う。調査の結果については既に館長協議会に報告されたと聞いている。

わたしたちの第一の目標はこれらの調査報告に基づいて、各図書館が協力して共同保存 (利用)図書館を具体的にイメージし、それに向けて動き出すことである。出来れば東京都 との協力連携の中でその様な動きになることを期待している。スペースとシステムの方向 が見えてくれば、わたしたちの団体の人力(マンパワー)資源を供給し、市民との協働事業 が展開できると考えている。

そうした中で、図書館運営や資料保存に関る様々な講座や学習会、講習会(本の製本・修理など)など図書館と市民の協働事業が多面的に展開でき、多摩地区の図書館にとって新たな活動がダイナミックに始まることとなる。日本の図書館界にとっても大きな一ページになることであろう。

- \*1「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 13.7.18.文部科学省告示第 132 号)
- 3 都道府県立図書館
- (1)運営の基本 ①都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるものとともに(略)
- (2)市町村立図書館への援助 市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供を行うこと。イ 情報サービスに関する援助を行うこと。ウ 図書館の資料を保存すること。エ 図書館運営の相談に応じること。オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク 都道府県立図書館は都道府県内の図書館の 状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村図書館との間に 情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるもの とする。

連絡先: 〒182-0011 東京都調布市深大寺北町 1-31-18

E-mail : <a href="mailto:depo-tama@yahoo.co.jp">depo-tama@yahoo.co.jp</a>
URL : <a href="mailto:http://www.tamadepo.org/">http://www.tamadepo.org/</a>

別表 「NPO法人共同保存図書館・多摩」法人化までの動き

年 月	項目
2002/10	多摩地域の図書館をむすび育てる会(略称:多摩むすび)発足
2003/9	『東京にデポジット・ライブラリーを作ろう!-多摩発・共同保存図書館
	基本構想-』/発表 同 12 月出版(ポット出版)
2003/9	多摩むすび事務局 デポ組織係NPO設立準備開始
2005/12	多摩デポ理事予定者・事務局打合せ会。以後 1 月から毎月1回理事会開
	催
$2006 \angle 2$	東京都市町村立図書館長協議会除籍資料再活用プロジェクト報告/発表
	『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて:NPOによる共同出資事
	業化の提案』 <この部分は館長協議会の動き>
2006/5	「NPO共同保存図書館・多摩」の名称で、任意団体として発足
2006/8	「呼びかけ人26人」決定 会の発足の周知と会員募集を開始
2006/12	会員100人突破
$2007 \angle 2$	来年度の法人化に向けて準備会を発足 諸準備を開始
$2007 \nearrow 7$	NPO法人の所轄庁である東京都で法人設立の事前相談
2007/11	「NPO法人共同保存図書館・多摩」設立総会で設立意思を決定
2007/12	東京都に NPO 法人設立のための申請書類を提出
2008/3	法人認証決定(31 日)
2008/4	法人設立登記(7日)
2008/5	第一回通常総会開催 以後NPO法人としての活動を開始した